

丹波市の人事行政の運営等の状況を公表します

(1) 職員の任免及び職員数に関する状況

①職員の任免の状況（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

◇採用…… 計 31人 [31人 (R7. 4. 1)]

	派遣・割愛採用	再任用	新規採用	計
一般行政職	—	1	2 3	2 4
技 師	—	—	2	2
保 健 師	—	1	—	1
看 護 師	—	—	—	—
消 防 士	—	—	1	1
医 師	—	—	—	—
看護専門学校専任教員	—	—	—	—
特定任期付職員	—	—	1	1
指 導 主 事	2	—	—	2
技能労務職	—	—	—	—
計	2	2	2 7	3 1

◇退職…… 計 41人 [1人 (R7. 4. 30)、3人 (R7. 9. 30)、1人 (R7. 11. 30)、1人 (R8. 1. 17)
35人 (R8. 3. 31)] ※特別職を除く

	定年退職	勸奨退職	普通退職	派遣・割愛退職	懲戒免職	任期満了	計
一般行政職	4	1 4	1 8	1	—	2	3 9
教育公務員	—	—	—	2	—	—	2
技能労務職	—	—	—	—	—	—	—
特定任期付職員	—	—	—	—	—	—	—
計	4	1 4	1 8	3	—	2	4 1

◇職種別任免 ※特別職を除く、派遣職員、任期付職員、再任用職員含む

職種名	職員数 (R6・R8は参考)			備考
	R6. 4. 1	R7. 4. 1	R8. 4. 1	
一般行政職	471	468	463	技師、派遣職員、任期付職員含む
消 防 士	82	81	83	消防職
指 導 主 事	10	10	10	教育委員会事務局（管理職等含む）
医 師	2	2	2	国保診療所
保 健 師	21	19	19	健康課（R4年地域包括支援課統合）、介護保険課、子育て支援課（R6年迄）、こども福祉課（R7年～）
看 護 師	6	6	6	国保診療所
看護専門学校専任教員	10	10	11	看護専門学校（派遣職員含む）
栄 養 士	2	2	2	健康課
理学療法士	1	1	1	国保診療所、こども発達支援センター
診療放射線技師	1	1	1	国保診療所
介護支援専門員	3	3	3	介護保険課、障がい福祉課
社 会 福 祉 士	5	6	7	介護保険課、障がい福祉課、社会福祉課、子育て支援課（R6年迄）、こども福祉課（R7年～）
技能労務職	33	29	29	環境整備員、給食調理員、機械員、派遣職員含む
特定任期付職員	3	3	6	教育普及専門員、エドゥケーター、ICT専門員、作業療法士、言語聴覚士、公認心理師
計	650	641	643	

②職員数に関する状況

◇部局・役職別職員数の状況（令和7年4月1日現在、相当職を含む）

	部長	次長	課長	副課長	係長	主幹	主査	主事	技能労務	医師	特定任期付	計
市長部局	11	3	28	18	58	88	110	92	13	1		442
消防本部	1	1	3	7	12	23	20	23				90
上下水道部	1		2	1	5	2	9	8	3			31
会計課	1		1		2	2	1	1				8
教育委員会	1		5	4	10	12	11	13	8		3	67
議会事務局	1		1	1		1	1					5
監査委員事務局			1	1			1					3
農業委員会事務局			1	1		1	1					4
派遣			2	1	1	2			5			11
計	16	4	44	34	88	131	154	137	29	1	3	641
R 6 . 4 . 1	16	5	48	31	88	133	152	140	33	1	3	650
R 6 と の 差	0	▲1	▲4	3	0	▲2	2	▲3	▲4	0	0	▲9

◇部門別職員数の状況

区 分 部 門			職員数 (R6・R8は参考)			備 考
			R6. 4. 1	R7. 4. 1	R8. 4. 1	
一 般 行 政 部 門	一般管理	議 会	5	5	5	
		総 務	133	127	125	6 支所を含む
		税 務	26	26	26	
		労 働	0	0	0	
		農林水産	36	37	38	
		商 工	15	15	18	
		土 木	51	50	50	
	福 祉	民 生	79	71	73	
		衛 生	60	58	56	
特 別 行 政 部 門	教 育		77	82	83	
	消 防		84	90	91	
普 通 会 計 小 計			566	561	565	
公 営 企 業 部 門	病 院		10	10	10	国保診療所
	水 道		18	15	15	
	下 水 道		16	16	16	
	そ の 他		29	28	25	国保、介保、 農 済 (R2～閉鎖) 等
	小 計		73	69	66	
派 遣 職 員			11	11	12	氷上多可衛生事務組合 看護専門学校 (H31～)
合 計			650	641	643	

※職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員、任期付職員、特定任期付職員、再任用職員を含み、会計年度任用職員などを除く。

※特別職を除く。

(2) 職員の人事評価の状況

①職員の人事評価の状況

- ・「丹波市職員人事評価実施規程」（能力評価、目標達成度評価）により実施
- ・「丹波市消防吏員勤務評定実施規程」（試験（一般学科、消防学科、論文））により実施

(3) 職員の給与の状況

①職員給与費の状況（令和7年4月1日現在）

・令和7年度普通会計当初予算（職員手当に退職手当を含まない）

職員数(人) A	給 与 費 (千円)				1人当たり給与費 B/A(12ヵ月)
	給 料	職員手当	期末勤勉手当	計 B	
545	2,205,729	590,238	915,621	3,711,588	6,810千円

※特別職を含まない。

※上記(1)－②部門別職員数の状況の普通会計職員数（人）と上記職員数(人)に差があるが、これは実人数と予算上人数との差である。

②職員の平均給料月額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	備考
一般行政職	41.8歳	324,200円	399,121円	
技能労務職	54.0歳	331,300円	377,379円	給食調理員、環境整備員等
教 育 職	48.4歳	432,300円	526,340円	指導主事
消 防 職	39.0歳	318,293円	396,102円	

※平均給料月額…職種毎の職員の基本給の平均。

※平均給与月額…職種毎の職員の基本給と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額との合計の平均。

③職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

※一般行政職R7.12.24施行（R7.4.1適用）、技能労務職R7.12.24施行（R7.4.1適用）給料表基準

区 分	一般行政職	年 齢	技能労務職(給食調理員)	技能労務職(環境整備員)
高 校 卒	206,700円	18歳	217,300円	217,300円
短 大 卒	219,400円	20歳	233,200円	233,200円
大 学 卒	232,000円	22歳	239,600円	239,600円

④ラスパイレス指数の状況

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
96.9	96.7	96.4	96.5	96.7

※ラスパイレス指数…地方公務員と国家公務員の給与水準を国家公務員の職員構成を基準として、職種毎の経験年数別、学歴平均給料月額を比較し、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示したものの。

⑤職員手当の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	内 容
期 末 勤 勉 手 当 ※R7.12.24施行 による割合記載	支給割合
	期 末
	勤 勉
	計
	6月 1.25月分 1.05月分 2.3月分 12月 1.275月分 1.075月分 2.35月分 計 2.525月分 2.125月分 4.65月分
	* 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～10%
地 域 手 当	2%（給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額） ※兵庫県後期高齢者医療広域連合派遣職員（神戸市） 支給割合11% ※内閣府派遣職員（東京都特別区） 支給割合20%
扶 養 手 当	（1）配偶者3,000円 （2）子1人11,500円 （3）その他の扶養親族 1人6,500円 ただし、満16歳の年度始めから22歳の年度末までの子がいる場合は、（2）の額に1人につき5,000円加算
住 居 手 当	借家居住者月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給。 最高28,000円

管 理 職 手 当	部長相当職（医師職）及び技監 90,000円 （医師職を除く） 80,000円 次長相当職（医師職） 75,000円 （医師職を除く） 65,000円 課長相当職 55,000円 副課長相当職 45,000円
管理職員特別勤務手当	（１）管理職員が臨時又は緊急、その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合に役職に応じて支給。 勤務1回につき 部長、課長相当職 6,000円 副課長相当職 4,000円 【勤務時間が6時間を超える場合】 上記の額に100分の150を乗じた額 （２）管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に役職に応じて支給。 勤務1回につき 部長、課長相当職 5,000円 副課長相当職 3,000円
特 殊 勤 務 手 当	下水管渠内作業手当 作業1日につき1,000円以内 *運用…1日1,000円 感染症防疫作業手当 作業1日につき1,000円以内 新型コロナウイルス感染症防疫作業手当 作業1日につき3,000円 ただし、感染者等への身体接触を伴う作業又はこれらの者と長時間接する作業は4,000円とする。 小動物死体処理作業手当 作業1回につき1,000円以内 *運用…1回500円 家畜死廃病傷事故作業及び損害防止作業手当 作業1回につき1,000円以内 *運用…1回1,000円 行旅死亡人等取扱作業手当 行旅病人 取扱い1件につき1,000円以内 行旅死亡人 取扱い1件につき2,000円以内 清掃現場業務手当 月額10,000円以内 *運用…月10,000円 火葬業務手当 1件につき4,000円以内 診療所医師手当（国保診療所） 給料月額50/100に475,000円を加えた額の範囲内に、診療・手術手数料の60/100を超えない範囲を加えた額 *運用…給料月額50/100に定額（475,000円以下）を加えた額に、前月の診療（勤務時間以外）手数料の50/100（往診の場合は55/100）を加えた額。 予防衛生等業務手当（国保診療所） 1年30,000円（補助的業務5,000円）を超えない範囲内 *運用…1年30,000円 学校医・幼稚園医手当（国保診療所） 各1年60,000円を超えない範囲内 *運用…中学校医 年60,000円、小学校医 年60,000円 保育所（園）医・認定こども園医手当（国保診療所） 各1年60,000円を超えない範囲内 産業医手当 月額20,000円を超えない範囲内 X線作業手当（国保診療所） 月額6,000円以内 *運用…月6,000円 人の死体処置従事手当（国保診療所） 1回につき3,000円以内 *運用…1回3,000円

		出動手当（消防吏員） 災害出動 機関員・・・1回 400円以内 *運用…1回400円 その他・・・1回 300円以内 *運用…1回300円 救急出動 機関員・・・1回 400円以内 *運用…1回400円 その他・・・1回 300円以内 *運用…1回300円 救急救命士・・・1回 500円以内 *運用…1回500円 当務手当（消防吏員） 隔日勤務者に現に消防業務に従事した消防吏員に1当務500円以内。 ただし、従事した時間が1当務に満たないときは2分の1を減額する。 *運用…1当務500円 災害応急作業等手当 災害現場において職員が従事した業務の区分に応じて手当を支給 (1) 巡回監視 日額710円 (2) 応急作業又は応急作業のための災害状況の調査 日額1,080円 (3) 災害警備又は遭難救助 日額840円 (4) その他の災害応急対策に係る業務で、本市以外の地方公共団体に派遣されて行うもの 日額710円 ※業務の従事が、日没時から日出時までの場合（(1)から(3)の業務）又は深夜（(4)の業務）は支給額の100分の50加算、著しく危険である区域の場合は支給額の100分の100加算 教務手当（看護専門学校専任教員） 丹波市立看護専門学校の専任教員が講師として研修、講義又は実習指導の業務に従事したときに支給。 月額26,100円以内 *運用…月26,100円				
時間外勤務手当		時間外勤務1時間につき (平日) 午前5時00分～午前8時30分 125% (平日) 午後5時30分～午後10時00分 125% (平日) 午後10時00分～翌朝5時00分 150% (平日60時間超) 午前5時00分～午前8時30分 150% (平日60時間超) 午後5時30分～午後10時00分 150% (平日60時間超) 午後10時00分～翌朝5時00分 175% (週休日) 午前5時00分～午後10時00分 135% (週休日) 午後10時00分～翌朝5時00分 160% (週休日60時間超) 午前5時00分～午後10時00分 150% (週休日60時間超) 午後10時00分～翌朝5時00分 175%				
宿日直手当		1回につき 4,400円（5時間未満 2,200円）				
通勤手当		交通機関利用者 運賃等の相当額 自動車等通勤者 片道 1km以上 3km未満 1,000円 ～ 2,100円 片道 3km以上 10km未満 2,900円 ～ 5,800円 片道 10km以上 60km未満 7,300円 ～ 29,800円 片道 60km以上 31,600円				
単身赴任手当		月額30,000円 【赴任先が遠方の場合】 交通距離が100キロメートルを超える場合は、上記の額に8,000円から70,000円の範囲内（距離区分に応じて）で加算した額。				
在宅勤務等手当		住居等において、正規の勤務時間の全部を勤務することを、1箇月以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に支給。 月額3,000円				
退職手当	自己都合	勤続20年	勤続25年	勤続30年	勤続35年	最高限度
		19.6695	28.0395	34.7355	39.7575	47.709
	勸奨退職	勤続20年	勤続25年	勤続30年	勤続35年	最高限度
		24.586875	33.27075	40.80375	47.709	47.709

※退職手当は、兵庫県市町村職員退職手当組合に加入しているので、支給率は本組合の支給率である。

⑥特別職等の給料・報酬の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給料・報酬月額
給 料	市長	877,000円
	副市長	698,000円
	教育長	627,000円
報 酬	議長	467,000円
	副議長	383,000円
	常任委員長	362,000円
	議会運営委員長	362,000円
	議員	346,000円
期末手当支給割合	市長・副市長・教育長	6月 2.25月分 12月 2.25月分
	議長・副議長・常任委員長・議会運営委員長・議員	6月 2.25月分 12月 2.25月分

(4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

①一般職員の一週間の勤務状況

- ・ 正規の勤務時間 38時間45分
- ・ 勤務時間 8時30分～17時15分
- ・ 休憩時間 12時00分～13時00分
- * 消防職員のうち、勤務時間が8時30分～17時15分以外の者は次のとおり
隔日勤務 60人（1当務24時間、8時30分～翌8時30分のうち15時間30分勤務）
- * 教育委員会職員のうち、勤務時間が8時30分～17時15分以外の者は次のとおり
8時00分～16時45分 給食調理員
9時30分～18時15分 図書館職員

②休暇の種類

- ・ 年次休暇 20日を超えない範囲内で付与
- ・ 病気休暇 90日以内。ただし、以下①②の場合は任命権者が必要と認める期間。
（①公務災害、通勤災害の場合。②医師の指導を受けた場合）
- ・ 特別休暇（主なもの）
公民権公務関係休暇、骨髄提供休暇、ボランティア休暇（5日以内）、結婚休暇（5日以内）、産前休暇（8週間以内）、産後休暇（8週間）、育児時間（1日2回各30分以内）、出産補助休暇（2日間以内）、生理休暇、子の看護休暇（5日以内）、忌引休暇（例：父母10日以内）、夏季休暇（5日以内）、リフレッシュ休暇（連続する3日以内） 等
- ・ 介護休暇 連続する6月の期間内において必要と認められる期間
- ・ 介護時間 連続する3年の期間内において1日につき2時間以内で必要と認められる時間
- ・ 組合休暇 30日以内

(5) 職員の休業に関する状況

①休業の種類

- ・ 育児休業
3歳に達するまでの子を養育するため、3歳に達する日まで取得できる休業。
- ・ 育児短時間勤務
小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、職員が希望する日及び時間帯において勤務形態を変更し勤務すること。
- ・ 部分休業
小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間）について勤務しないことが認められる休業。
- ・ 介護休業
職員が要介護状態にある対象家族を介護するために取得できる休業。

②休業の取得状況（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

- ・育児休業 31人（＊うち男性の取得 14人）
- ・育児短時間勤務 2人
- ・部分休業 12人（＊うち男性の取得 1人）
- ・介護休業 0人

(6) 職員の分限及び懲戒処分の状況（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

①職員の分限処分の状況

- ・分限処分 免職1件（1人）、休職9件（4人）
※分限処分…職員がその職務を十分に果たしえない場合等に、本人の意に反して行う処分。

②職員の懲戒処分の状況

- ・懲戒処分 戒告0件（0人）、減給2件（2人）、停職0件（0人）、免職0件（0人）
※懲戒処分…職員の一定の服務義務違反に対して、道義的責任を追及するために行う処分。

(7) 職員の服務の状況

①服務の原則

職員は、市民全体の奉仕者としての職責を自覚し、誠実公正に、かつ、能率的に職務を執行するよう努めなければなりません。職員が守るべき義務は次のとおりです。

職務命令に従う義務	職員は、職務を遂行するにあたって、法令等の定める規程に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければなりません。
信用失墜行為の禁止	職員は、職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはなりません。
秘密を守る義務	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。
職務に専念する義務	職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、職務にのみ従事しなければなりません。
政治的行為の制限	職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与するなどの政治的行為が禁止されています。
争議行為等の禁止	職員が争議行為等を行うことは禁止されています。
営利企業等の従事の制限	職員が営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合にはあらかじめ許可を受けなければなりません。

②公務員倫理

職員が市民全体の奉仕者であって、その職務は市民から負託された公務であること及び職員の職務外の行動であってもそれが公務に対する市民の信頼に影響を及ぼし得ることから、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止及び職員の公務員倫理に対する意識の高揚を図り、公務に対する市民の信頼を確保することを目的として、「丹波市職員の倫理に関する要綱」を平成22年7月20日に制定しています。

(8) 職員の退職管理の状況

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）が平成26年5月14日に公布され、平成29年4月1日から施行されました。同法による改正後の地方公務員法（以下「改正後の法」といいます。）では、地方公務員の退職管理の適正を確保するため、退職管理に関する規定が新たに設けられました。

改正後の法の趣旨に基づき、丹波市においても「丹波市職員の退職管理に関する規則」を制定

し、退職管理の適正を確保する取り組みを行っています。

(9) 職員の研修の状況

①職員の研修の状況

- ・兵庫県自治研修所、兵庫県等の研修会への参加
 - ◎兵庫県自治研修所
 - 中堅職員、監督職、市町管理職、若手職員、データ利活用、クレーム対応力向上、説明力向上、民法 等＝ 59人
 - ◎兵庫県
 - 法制執務、地方公営企業会計、地盤調査、詳細設計、栄典事務担当職員、財務担当、給与担当、ふるさと納税、建設事業担当職員 等＝ 51人
 - ◎丹波市人権・同和教育協議会
 - 丹の里人権のつどい、人権教育研究大会丹波大会、中央大会、全国人権・同和教育研究大会 等＝ 52人
 - ◎丹波市
 - 新入職員、人事評価制度評価者、同和問題、カスタマーハラスメント、メンタルヘルス、情報公開・個人情報保護、コーチング、交通安全、ラインケア、女性ステップアップ、後輩の育成支援者、ビジネスマナー 等＝1,353人
 - ◎安全衛生委員会
 - 安全衛生推進者講習会
 - ◎議会事務局職員
 - 専門研修（会議録作成講座）
 - ◎消防職員
 - 兵庫県消防学校の各専科教育訓練研修、消防大学校の専科教育、救急救命士養成研修、救急救命士生涯研修、救急隊員研修 等

(10) 職員の福祉及び利益の保護の状況

①職員の福祉の状況

- ・公務災害等の認定状況（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

区 分	公務災害	通勤災害	計
認定件数	3件	2件	5件

- ・丹波市職員安全衛生管理規程（安全衛生管理体制－産業医：2人、衛生管理者：保健師、職員安全衛生委員会設置、職員就業措置、職員健康診断－R7.4.2～R8.2.28、特別業務従事者健康診断の実施）
- ・共済保険（兵庫県市町村職員共済組合、公立学校共済組合兵庫支部）
- ・互助会（兵庫県市町職員互助会）
- ・消防職員委員会（消防組織法第17条、消防職員対象）

②職員の利益の保護の状況（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

- ・休暇の取得状況
 - 年次休暇 12.4日（1人当たり/令和7年分）
 - 病欠休暇 15人（7日以上）
- ・産前産後休暇の取得状況
 - 産前産後休暇 11人
- ・介護休暇の取得状況
 - 介護休暇 1人

(11) 公平委員会の報告事項

- ①勤務条件に関する措置の要求の状況 0件
- ②不利益処分に関する審査請求の状況 1件